

令和4年度分

会社名 **岩波建設株式会社**

代表者名 **岩波 宏彰**

提出年月日 **令和5年 12月 12日**

担当者連絡先

課・係	岩波建設株式会社
職・氏名	[REDACTED]
電話番号	0553-32-1177
メールアドレス	[REDACTED]

提出締切（※分割払い5年）

年度	取組の期間	報告締切
令和3年度分	令和3年7月29日～令和4年3月31日	令和4年12月31日
令和4年度分	令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和5年12月31日
令和5年度分	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年12月31日
令和6年度分	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年12月31日
令和7年度分	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年12月31日
令和8年度分	令和8年4月1日～最終支払日※	令和8年12月31日

※ただし最終支払日が7月29日以前の場合は7月29日

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に二度と違反することがないように自発的に講じた再発防止策の報告

(1) 取組期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(2) 取組の趣旨 (前年度と変わらない取り組み意識の継続)

*当社におきましては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律の違反を二度と起こさないための再発防止策として、経営者トップを先頭に事業経営の運営において、社員全員が独占禁止法遵守に関する知識を、今まで以上に習得するための場を設け、勉強会、研修会等を開催し、コンプライアンスを優先する経営体制を確立します。

(3) 活動の概要

*独占禁止法に関する研修会、勉強会の開催を定期的に行う。
社外の専門家による、独占禁止法および、コンプライアンス遵守を正しく理解するための、研修会等への参加。
独占禁止法に関する動画視聴(公正取引委員会チャンネル)による社内勉強会の実施。
特に建設業に関するコンプライアンス遵守。法律の改正等の勉強会の実施。
同業者との接触の機会がある場合のルールを明確にし、不正な行為があると判断できる場合の社内での対処方法の明確化。
業界内外からの談合等不正行為にかかわる通報について相談人の配置。
様々な談合防止法チェックリストによる談合防止の周知および情報の共有化を徹底する
(入札に関しては、取締役社長、副社長、営業部長の3名にて応札に関する取り決めを行なっているので、この3名の行動意識の改革を重要視する。)

(4) 主な活動の詳細

①

*実施日 令和4年4月28日(金)

*場所 本社2階会議室

*実施内容

*社内講習勉強会。独占禁止法遵守マニュアルの再確認
独占禁止法遵守に関する知識の向上(談合防止資料テキストによる)
動画視聴(公正取引委員会チャンネル)

*参加者 社長 副社長 営業部長
土木課長 その他2名(現場監督員)

*効果、感想、今後の課題

* 組織的談合に関する基礎的な知識の習得と再確認のため、自社の独占禁止法遵守マニュアルの再確認を行い談合防止に関する意識の向上がはかれたと思います。
又公正取引委員会の談合防止にかかわる専門的な知識を少しでも多く得ることができたと考えます。

説明写真①

(5) 経費の報告

分類	金額 (円)	備考
社内講習勉強会		
(4)①担当者人件費	17,500	17,500円*1.0名(3月28日分)
(4)①資料代	3,000	500円*6.0名(3月28日分)
(4)①会議室使用料	5,000	2.0時間(3月28日分)
(4)②担当者人件費	10,000	2h*2500円*2.0名(7月12日分)
(4)③担当者人件費	10,000	2h*2500円*2.0名(11月11日分)
		(役員給料350,000円*12カ月/240日=17,500円(日給として換算) 研修会準備費を含む)
		(17,500円/7(17,500円/7h=2500円)時間給に換算)
合計	¥ 45,500	

(4) 主な活動の詳細

①

*実施日	令和4年7月11日
*場所	岩波建設株式会社上萩原管理事務所
*実施内容	*台風シーズンを迎えるにあたり、災害発生時に上萩原管理事務所の防災機能が、十分発揮できるのか、再確認を行い設備の点検、重機類等の点検、小機材の確認を行い意見交換をし、情報の共有を行った。
*参加者	副社長、 営業部長、 土木課長
*効果、感想、今後の課題	*上萩原管理事務所は通常重機等機械の置き場に使用しているので、毎日点検確認はできているので、異常があれば早急に対応ができるので、問題はないだろうとの意見が出た。 上萩原管理事務所はもともと旧社屋があり、地域住民の方々とは古くからの付き合いがあるため、災害発生時には上萩原管理事務所を周辺の安全確認の上、避難場所として利用してもらうように、地元区長及び組長に案内を毎年行っている。 今後も継続的に実施して情報の共有を図ることが必要と考えた。

説明写真④

②

*実施日	令和4年12月1日
*場所	岩波建設株式会社上萩原管理事務所
*実施内容	*冬場の降雪時に使用する重機(910Fペイローダー)を目視点検し、整備が必要か確認を行い、タイヤチェーンの交換確認、及びアタッチメント式の排土版の取付の状態確認、現場用車両の冬用タイヤへの交換の必要の確認
*参加者	副社長、 土木課長 現場作業員3名
*効果、感想、今後の課題	*910Fペイローダについては、冬場以外あまり使用しないので、問題ないとの意見を得たので、今年度はペイローダの整備は特に必要なしとした。 タイヤチェーンは少し厚みが減少しているが、今シーズンは十分使用可能と判断した。排土板についても大きな損傷はなく十分機能するとの判断を得た。 各車両の車検関係については、管理表を確認の上、間違いなく対応をすることを全員で確認した。

説明写真⑤

(4) 主な活動の詳細

①

*実施日 令和4年4月5日

*場所 岩波建設株式会社社会議室

*実施内容 *労務管理に関する活動として、給与手当の改正。
65歳以上の定年退職者の再雇用制度による採用の継続。
週休二日制の完全実施、有給休暇の完全消化。
リース関連の重機他資器材の使用についてより安全で効率的な機種を採用し
より良い現場の作業環境整備を図り事業の継続を推進する。

*参加者 ■社長、■副社長、■営業部長 ■土木課長 現場監督員2名

*効果、感想、今後の課題

*給与制度の改正として、今年度も現場手当の制度を継続する。
又基本的には完全週休二日制(4週8休)を実施することを確認した。
現場作業員にも有給休暇手当を設け、実質賃金の上昇を図った。
65歳定年退職者を対象に再雇用制度を設け雇用の継続を図った。
現場監督員には工事検査の評価点がよかった場合には、特別手当を与える
ことで(評価点80点以上)労働の意欲を増進することに役立てる。
社員と現場作業員の休暇についてはできる限り同じ日の休暇をとるように
調整する。
営業関連の環境整備については常に最新積算ソフトの購入に努め、正確な
積算見積が行われるように環境の整備を行う。
今後もできる限りの情報収集を行い、労務環境の向上整備に努めることとし
様々な取り組みを展開し事業の継続に留意する。

②

*実施日 令和4年9月6日

*場所 甲州市塩山一之瀬高橋地内

*実施内容

*ボランティア活動の一環として一之瀬高橋の降雨による暗渠排水施設閉塞の
解消作業。

*参加者 ■副社長、■土木課長

*効果、感想、今後の課題

*甲州市塩山一之瀬高橋地域の田辺区長さんから連絡があり、昨日の降雨に
により、高橋地域の水路が山からの土砂の流れ込みにより道路の暗渠が閉塞
してしまい、土砂が道路にあふれ出していて、車両の通行に支障が出ているの
で、できる限り早急に対応してほしいとの連絡だったので、すぐに人員と機材
の手配を行い、不便を解消することができました。
山奥ではありますが、奥には数軒の人家もあり、安全に通行可能になり住民から
感謝されました。この地域周辺は自社が工事で通行したり色々で工事の際に
協力をいただいているので、快く対応できたと思います。
今後も緊急の際には遠慮なく連絡をしてくださいと話をして、より良いコミュニケー
ションをとることができたと思います。

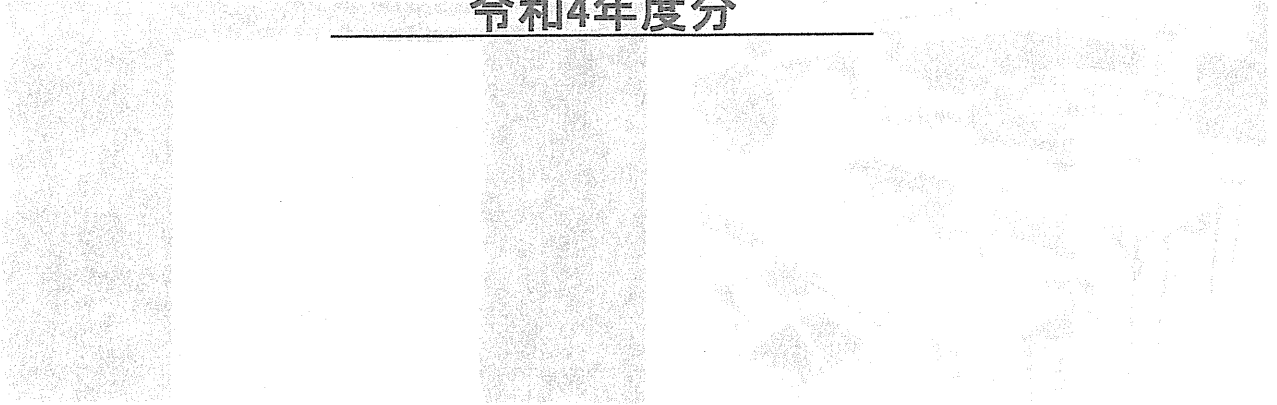
説明写真⑦

(5)経費の報告

分 類	金 額 (円)	備 考
(4)①給与手当の改正	1,800,000	技術者(3名*50000*12カ月)の現場手当の継続(4月から3月まで)
(4)①65歳以上定年退職者再雇用の給与 ①	4,200,000	65歳以上定年退職者①再雇用給与 12ヶ月(労務環境の維持継続)
(4)①65歳以上定年退職者再雇用の給与 ②	2,545,000	65歳以上定年退職者②再雇用給与 12ヶ月(労務環境の維持継続)
(4)①65歳以上定年退職者再雇用の給与 ③	2,343,000	65歳以上定年退職者③再雇用給与 12ヶ月(労務環境の維持継続)
(4)①65歳以上定年退職者再雇用の給与 ④ 全4名	2,380,000	65歳以上定年退職者④再雇用給与 12ヶ月(労務環境の維持継続) 全4名
(4)①岩波建設本社事務所賃貸料	960,000	事務所賃貸料70000*12カ月=960000
(4)①測量ソフト年間維持費	115,000	建設システム(デキスパート)年間保守点検費用(12カ月)
(4)①積算ソフト年間維持費	218,700	積算ソフト(Gaia)年間保守点検24300*9カ月(3月~12月)
(4)①積算ソフト新規購入費	2,728,000	積算ソフト(Gaia)新規購入費用
(4)①ISO認証登録費	154,000	ISO9002認証登録年間費用(12ヶ月)
(4)①山梨建設新聞購読料	71,280	山梨建設新聞年間購読料(12カ月)
(4)①給与計算ソフト維持費	59,620	給与計算ソフト年間維持費(12カ月)
(4)①重機他機材リース代	1,072,000	BH後方小旋回0.4m3(1か月134000*約8か月)
(4)①重機他機材リース代	1,363,500	BH後方小旋回0.45m3(1か月136350*約10か月)
(4)①重機他機材リース代	545,400	BH後方小旋回0.45m3(1か月136350*約4か月)
(4)①重機他機材リース代	420,000	BH後方小旋回0.2m3(1か月70000*約6か月)
(4)①重機他機材リース代	320,000	BH0.7m3クレーン仕様(1か月160000*2か月)
(4)②人件費	21,500	普通作業員1日*21500(公共工事労務単価)
(4)②人件費	23,800	特殊作業員1日*23800(公共工事労務単価)
(4)②重機リース代	8,000	0.14BH 1日*8000
(4)③人件費	7,500	時給2500*3時間=7500
(4)④人件費	10,000	時給2500*3時間=7500+県外出張費2500
合 計	21,366,300	

措置実施状況報告書 説明写真等

令和4年度分



調査内容 調査期間 調査場所 調査者

令和4年11月11日

企業 [REDACTED] 研修会
(近時の官製談合事件について)

1 当事者等

大阪市電気工事会社 [REDACTED] は、同氏発注工事を受注することを事業の一部としていた。

同社の2017年7月期の売上高は、5億9860万円。

公開されている入札結果などによると、[REDACTED] は16~17年、道庁や公園の照明灯の設置など建設局発注の電気工事1件を100万~2499万円で落札。このうち1件の最低制限価格は落札額と同額で、ほかの8件も、落札額との差は千円~1万6千円だった。

2 事件の経緯

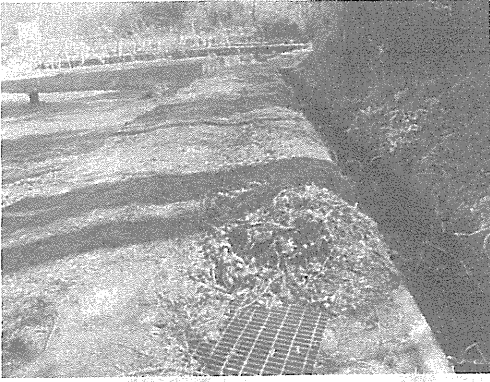
建設局が16~17年に発注した公園での照明灯設置など複数工事の入札を巡り、[REDACTED] が最低制限価格に極めて近い価格で別の業者に落札させた疑いがあることも関係者の話で分かった。

なお、大阪市の契約規定では、予定価格が一定額を上回ると、契約管財局が発注となる。建設局の場合は700万円、入札価格を満ちたとされる工事も同額を超えており、契約管財局による発注だった。入札条件は建設局が提供している。

[REDACTED] は落札した別業者の下請けに入るなどしていたという。

3-(4)-③ 写真⑥

作業状況



作業状況



作業完了



令和4年10月31日

技術部会員 各位

一般社団法人 岡山建設業協会
 理事兼技術部会長 [REDACTED]

職業講話(勝沼中学校)における打合せとご協力のお礼

状況の程、深会員の皆様よりご協力のことが出来ました。
 下記のご予定で職業講話が実施されました。技術部会員の皆様におかれましては、お忙しい中では誠に申し訳ありませんが、ご協力くださいましたこと、心より感謝申し上げます。

打合せ

時間 令和4年10月31日(月)15:00より

場所 岡山建設業協会

実施学校名 甲州市立勝沼中学校

実施日時 令和4年11月11日(金)

(1)13:30~14:30

(2)14:30~16:30

実施内容 【第1部】(90分程度)

- ① 建設業の社会的役割・魅力について
 講師:岡山県建設業協会 藤田
 ・どんな仕事をしているのか(土木建設や建築物の紹介)
 ・地域の守り手としての役割(防災やインフラ整備)の紹介
 ・建設業界の現状を紹介

【第2部】(30分程度)

- ② 体験(内容未定)
 講師:岡山建設業協会

山 県 建 設 新 聞

2022年(令和4年)11月23日(水曜日) (2)

職業講話の様子

岡山建設業協会理事兼技術部会長 藤田(左)と勝沼中学校の生徒ら。職業講話の様子を撮影する生徒もいる。

勝沼中で職業講話開く

生徒が測量機器に触れる

岡山建設業協会理事兼技術部会長 藤田(左)と勝沼中学校の生徒ら。職業講話の様子を撮影する生徒もいる。

岡山建設業協会理事兼技術部会長 藤田(左)と勝沼中学校の生徒ら。職業講話の様子を撮影する生徒もいる。



岡山建設業協会理事兼技術部会長 藤田(左)と勝沼中学校の生徒ら。職業講話の様子を撮影する生徒もいる。

独占禁止法遵守マニュアル

1 会社代表者による独占禁止法の法令遵守の表明

当社は、業務の運営に際して独占禁止法を遵守することを基本方針として、当社の関係社員はこの方針に反しまたは反する指示、命令をしてはならない。

この遵守マニュアルは業務運営に関して遵守すべき基本事項を定めたものであり、これにしたがって業務を運営することとする。

遵守マニュアルに関して疑義が生じた場合は、必ず取締役社長、副社長、営業部長の三者で相談をして、細部の理解が得られるように話し合いを行う事とする。

令和4年3月21日

岩波建設株式会社
代表取締役社長 岩波宏彰

2 社内組織と実施事項

(1) 組織の趣旨、目的

競争環境が非常に厳しい建設業界において、独占禁止法に抵触する入札談合が行われる事がないように、その予防処置、リスク管理機能の強化を行い当社の事業活動が健全かつ積極的に進められることを目的として、独占禁止法違反防止管理委員会を設置しました。

(2) 組織の体制

当社においては土木部が担当します。

委員長 取締役社長 [REDACTED]

副委員長 取締役副社長 [REDACTED]

委員 営業部長 [REDACTED]

広報活動 土木課長 [REDACTED]

(3) 組織の業務

- (1) 独占禁止法遵守マニュアルの作成、運営、管理
- (2) 遵守マニュアルの関連部門への周知徹底のための教育指導
- (3) 事業活動に関する独占禁止法遵守の観点からの妥当性の事前相談等
- (4) 独占禁止法に関する情報の収集及びその対応策の検討
- (5) 関連団体との折衝及び情報収集
- (6) 事業に関係するその他違法行為防止のための施策の実施

(4) 実施事項

① 継続的な研修の実施

独占禁止法の遵守の周知徹底のため、定例的議題として年に3回ほど社内研修を開催する。 開催時期 3月、8月、12月

② 外部研修への参加

業界団体主催の独占禁止法及びこれに関する講習会等に、役員及び管理職が積極的に参加すること。

③ 社内における相談体制の確立

独占禁止法の指針及び独占禁止法マニュアルに基づき、独占禁止法の指導研修及び具体的な問題に関しての社内相談体制を整備する。

*具体的に独占禁止法に抵触する事案が発生、もしくは可能性がある場合は、早急に取締役による話し合いを早急に開催し、善後策を検討すること。

④ 各員の行動基準

各員の一人一人が、担当する業務に関して十分に関連法規を理解していることと社会の秩序から逸脱することのないよう、倫理に反することのないよう行動する事が非常に重要になります。

各員が行動するにあたって、自己の判断に迷いが生じたときには、速やかにお互いに相談を持つことを行い、法令遵守の意識を保ち、行動することを基準とする。

*入札参加者間における受注予定者又は入札価格に関する話し合いや調整は明白な独占禁止法違反でありこれに加わってはならない。

受注実績、手持ち受注量、受注能力(余力)、供給コストなどの事項に関する事前の話し合いや情報交換は、入札談合に結びつくため行ってはならない。

落札者と他の入札参加者間においての下請け取引は、背後に入札談合の疑いを抱かせるものであり、明白な理由がある場合を除いて行わないこととする。

他の事業者の入札参加を妨害排除又は事業者に入札辞退を強要する行為を行ってはならない。

発注官庁による指導又は要請に従って行った場合でも、入札談合であり、独占禁止法違反となる為これを行ってはならない。

遵守状況のフォローアップとして各責任者は入札前の、様々な情報を把握、管理監督し特に同業者との会合等がある場合は、参加メンバー等の把握を事前に行い、その結果報告をお互いに行い、問題の有無を双方で確認する。

3 独占禁止法の概要

(1) 独占禁止法の目的と仕組み

(公正で自由な競争の維持促進)

独占禁止法は競争を制限したり阻害したりする行為を規制し、競争を回復させること、そしてその競争を促進させて「一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発展を促進する」ことを究極の目的とする法律です。

建設業は、単品受注型産業であり、企業の多くは中小企業で、競争が激しいなどの厳しい条件の下にあります。

しかし独占禁止法はすべての業種に適用される法律であり、建設業だけが適用を免れることはできません。

自由経済の仕組みは、わが国のみならず国際的な共通ルールとなっています。建設業の健全な発展を図るためにも、すべての企業が独占禁止法のルールを守っていくことが必要となっているのです。

(独占禁止法の仕組み)

大きく分けて競争を制限する行為(不当な取引制限、私的独占)と競争を歪める行為(不公正な取引方法)を禁止しています。

(競争を制限する行為)

不当な取引制限は通常、カルテルとか価格協定といわれており、入札談合もこれに該当する行為なのです。私的独占とは、ある事業者が他の事業者の活動を排除したり、支配したりして市場の支配力を作ったり、その力を行使したりすることです。

(競争を歪める行為)

公正で自由な競争のためには、その競争が、商品やサービスの品質、価格といった手段で公正になされなければなりません。競争の手段が不適當であれば、競争がゆがめられてしまいます。言わば反則です。自由経済では、競争のルールを守らないと不公正な取引方法として規制されています。

(2) 独占禁止法で禁止されている行為

① 競争を制限する行為 事業者による不当な取引制限

(不当な取引制限 入札談合とは)

不当な取引制限は、通常カルテルとか価格協定とか呼ばれており、独占禁止法第3条で禁止されています。入札談合も不当な取引制限の一つです。

(入札談合は不当な取引制限の一つ)

建設業とその関連業界との関係で、最もかかわりの多いのが入札談合です。

入札談合は価格カルテルでもあります。

(入札談合に該当する行為)

事業者の間で受注予定者や入札価格について、何らかの合意や了解が成立しお互いに相手はこの了解に従うだろうとして入札などを行えば該当することになります。

(受注者の決定方法)

様々な決定方法があり、決まったルールがあろうが、なかろうが、何らかの形で受注予定者を決めるのは、入札談合に該当する行為です。

②事業者団体による入札談合

建設業やその関連業界は、それぞれ業界の共通の利益を図るため、様々な事業者団体を結成しています。事業者団体が、入札談合にかかわり受注予定者や入札価格を決定することなどを行えば、これは事業者の不当な取引制限と同じように、事業者団体によるカルテルの禁止に該当します。

③競争を歪める行為 不正な取引方法

公正取引委員会が告示で指定するもので、あらゆる業種に適用される「一般指定」と特定の業種に適用される「特定指定」というものがあります。

建設業とその関連業界には、特定指定はなく、一般指定だけが問題となります。

(一般指定とは)

全部で16項目あります。建設業とその関連業界においてかかわりのあると思われる事例として不当廉売と優越的地位の濫用についてふれます。

(不当廉売 ダンピング)

原価を著しく下回った安い価格で、継続して提供し、競争社会の事業活動困難にさせる場合には独占禁止法上問題となります。

(優越的地位の濫用)

取引の一方が優位な地位にある時、その優位的な地位を利用して、相手方に不利な取引をやらせたりしてはいけません。

(優越的地位の濫用 工事下請けにかかわる不公正な取引方法)

建設業における元請けと下請けの関係は、一方が優越的地位にある為、独占禁止法上、様々な問題が起こりやすいことから、公正取引委員会は「建設業の下請け取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を定め、独占基準法上の規制基準としています。

(3) 独占禁止法違反行為に対する罰則

①独占禁止法の行政処分

(排除命令処置 (審決))

公正取引委員会は、入札談合などの独占禁止法違反があったと認めるときは、審査(具体的な事件の調査)を行ったうえで、一定の手続きに従い、審決によって違反行為の排除処置を命じます。

(課徴金納付命令)

入札談合のように、対価に係るカルテル等の場合には、公正取引委員会は、入札談合を行った事業者あるいは事業者団体の構成事業者に対して課徴金の納付を命じます。

②刑事罰

(公正委員会の専属告発)

入札談合などの独占禁止補違反の主要な罪は、公正取引委員会の告発がなければ訴追されない事になっています。

(刑法の談合罪)

刑法でも、第96条の3第2項の規定により、「公の入札」について、「公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した者」は、2年以下の懲役または250万円以下の罰金に処すこととしています。

刑法の談合罪は、公正取引委員会の告発とは関係なく、検察独自の判断で訴追できます。

③損害賠償責任の追及

入札談合を行った事業者は、公正取引委員会の確定審決があると、被害者（発注者）に対して無過失損害賠償責任を負うことになります。すなわち、入札談合に参加した事業者は、故意とか過失がなかったということを証明しても、責任を免れることはできないのです。

④建設業法の監督処分

独占禁止法や刑法といった法令に違反して、不相当であると認められた時は、建設業法第28条第29条の規定に基づき、建設業の許可権者から指示処分、営業停止処分など、監督処分がおこなわれます。

⑤指名停止と一般競争入札の参加資格停止

独占禁止法違反事件があったとき、あるいは刑法の談合罪で逮捕されたり、起訴されたときは一定期間指名対象から外されます。これが指名停止です。

これを受けますと、同時に一般競争入札の参加資格も停止されます。

⑥社会的制裁と栄典

事業者は、マスコミなどを通じて広く世間に報じられ、信用を失うとともに、社会から強い非難を受けます。

又担当者はもちろん、その事業者、事業団体の役員も、一定期間、勲章、褒章などの栄典の対象から外されます。